

學報

神戸大學

官報参照事項

法律第八十一号——公立大學に置かれた文部事務官等の身上の措置に關する法律(四月三日)
法律第九十五号——一般職の職員に關する法律(四月三日)
法律第百三十一号——学校教育法の一部を改正する法律(四月十九日)
政令第七十七号——國產出納金等算計算法施行令(四月十九日)
政令第七十九号——昭和二十四年度總令均制予算の實施に伴う退職手当の臨時措置に關する政令の一部を改正する政令(四月十九日)
政令第八十号——國家公務員のための國設宿舍に關する法律の施行に關する政令(四月十九日)
政令第八十五号——國語審議會令(四月十三日)
政令第八十六号——教育課程審議會令(四月十七日)
政令第八十七号——教育職員免許等審議會令(四月十八日)
省令第十四号——學校教育法施行規則の一部改正(四月十四日)
省令第十四号——文部省所管に屬する不動産に關する權利の登記簿記載を定める省令の一部改正(四月十九日)
大藏省告示(第二百五十八号)——國家公務員のための國設宿舍に關する法律の施行に關する政令第十

學報 第一號 昭和二十五年四月二十五日

四條第一項第四号の規定に基き、同項の裁量に當り、右の如き事項を次に示すに指定する。……(四月十九日)

達

本學一般

- 第一条 神戸大學學報發行暫定規程の十條、二十五日に發行するが、但し發行日が休日の場合は順延することがある。
- 第二条 急を要し前條の發行日に登載し難い場合は號外を發行することができる。
- 第三条 學報は菊判(四頁)に印刷することとし、一行三十二字、二行二十八字、三行二十四字、四行二十字、五行十六字、六行十二字、七行八字、八行四字の制限に準じ、但し印刷するに當り、必要の事項を記載して通知に換ふることとする。
- 第四条 本學報の編輯に關する事項は、本學報編輯委員會の議決による。編輯委員會は、本學報編輯委員會の議決による。編輯委員會は、本學報編輯委員會の議決による。
- 第五条 本學報の發行に關する事項は、本學報編輯委員會の議決による。編輯委員會は、本學報編輯委員會の議決による。
- 第六条 本學報の發行に關する事項は、本學報編輯委員會の議決による。編輯委員會は、本學報編輯委員會の議決による。
- 第七条 本學報の發行に關する事項は、本學報編輯委員會の議決による。編輯委員會は、本學報編輯委員會の議決による。

期日が休日のおときは、その前日送付すること。
 第八條 調査書類の送付を受けたときは、こ
 れを調査書類の原簿の送り受けたときは、こ
 れを調査書類の原簿の送り受けたときは、こ
 第九條 調査書類の原簿の送り受けたときは、こ
 れを調査書類の原簿の送り受けたときは、こ
 第十條 調査書類の原簿の送り受けたときは、こ
 れを調査書類の原簿の送り受けたときは、こ
 第十一條 調査書類の原簿の送り受けたときは、こ
 れを調査書類の原簿の送り受けたときは、こ
 第十二條 調査書類の原簿の送り受けたときは、こ
 れを調査書類の原簿の送り受けたときは、こ
 第十三條 調査書類の原簿の送り受けたときは、こ
 れを調査書類の原簿の送り受けたときは、こ
 第十四條 調査書類の原簿の送り受けたときは、こ
 れを調査書類の原簿の送り受けたときは、こ
 第十五條 調査書類の原簿の送り受けたときは、こ
 れを調査書類の原簿の送り受けたときは、こ

六甲台一級

このたび會計課前の掲示板横に投書函を設置致し
 ました。この投書函は取扱いなさんとの声を反映す
 るために設けたものであります。みなさんが
 平素考えられていられた希望や意見は、勿論のこと
 法規に因する解釈の疑義など諸般に亘る事項に
 いて遠慮なく投書函を利用してらるるようお願い

藤原 勝
 山口 二郎
 高橋 進
 木村 賢藏
 佐伯文三郎
 木村 敬一
 山下潤一郎
 今村 勝正

大します。これがお互いの朗明な服務や知識の交
 換に役立つ。何卒充分活用して頂き、投書函設置の意
 義あらしめられよう。みなさんの御協力と御理解
 を切望して止みません。
 尚投書内容は、無記名どちりでも結構です。
 ては取纏めの上、文書による回答を一般に配布す
 る考えです。
 (調査掛)

任免辞令

神戸大学神戸経済大学教務課長を免する
 教授 宮田喜代藏
 神戸大学神戸経済大学教務課長を命ずる
 教授 林 健二
 学生部補講課教務掛長を解く
 事務官 中井 輝雄
 兼めて文理学部神戸教養課程勤務を命ずる
 事務官 中井 輝雄
 官吏俸給令第七条により俸給の半額を減する
 巡視 永尾 清一
 (四月十二日)
 御影分校主事に補する
 教授 富田 雅次
 六級一子俸を給する
 准 旭 孝生

藤原 勝
 山口 二郎
 高橋 進
 木村 賢藏
 佐伯文三郎
 木村 敬一
 山下潤一郎
 今村 勝正

雑報

四月二十五日午後二時より経済経営研究所記念室
 において研究所金融研究会開催
 四月二十七日 連合軍司令部市民向情報教育局長
 育部人文科学顧問
 ストーン・カレン・カレン
 午後十時 本学見学
 午後十一時 神戸地区人文科学者との懇話会を行う
 場所 六甲台 神戸大学会議室

國際法学会第五十二回年次大会
五月六日(土) 七日(日) 午前九時
本学 六甲台

第一日 午前(研究報告)

入江修四郎 英 修道

永世中立の厂史 京大教授 田岡 良一
對日講和と自衛權 東大教授 横田喜三郎
世界經濟發展の 神大教授 宮田喜代藏

第二日 午前(研究報告)

國際私法法規の國際法性 久大教授 西山 重和
主权的平等の原則と多給決 阪大教授 大洲仁右衛門
午後(研究報告) 神和外交史の一断面 京大教授 立川 文彦
総会・懇談会

◎ 主 要 日 誌

四月一日。法律第五十一号国立学校設置法の一部改正、同表神戸大学の項中「一〇一五人」を「一〇一九八人に改められた。
二日。長島事務局長、京都大学において開催の大学行政官協議講習会(行政関係)に出席(一週間)

四月三日。第十次引揚学徒転入学試験施行

神戸経済大学昭和二十五年前期聴講生選衛

六日。転入学合格者(神戸経済大学一名)、(兵庫師範学校一名)並に聴講許可者(神戸経済大学八名、第二学部二十名)発表

神戸経済大学学部国難寮、予科恩誠寮を引上げ専門部英泉寮へ移転完了した

八日。神戸経済大学入学宣誓式挙行
入学者第一(三二七名)、第二(一五三名)計四八〇名

国民経済雑誌第八十一巻第三号発行

十日。神戸経済大学附属経営学専門部専攻科入学宣誓式挙行(入学者五三名)

神戸経済大学学部、専門部前期授業開始

十三日。教育学部二年課程(小学校)第二次試験施行(二日間)

舟木會計課長、大学行政官協議講習会(財政関係)に出席(一週間)

十四日。姫路教養課程第一学年後期試験開始、十九日終了

十五日。神戸大学入学宣誓式挙行入学者(三五八名)式後、育友会懇談会開催

十七日。野中助教、大学行政官協議講習会(学科課程関係)に出席(一週間)

神戸工専、兵庫師範 第二学期授業開始

教育学部二年課程二年前期授業開始

二十日。教育学部二年課程(小学校)入学者発表(二〇〇名)